

全米販 共済部からのお知らせ

火災共済「地震共済特約」の見舞金総額の改定について

火災共済の「地震共済特約(建物・家具什器)」には見舞金総額の規定があります。(火災共済約款 第39条第3項)

現行、火災共済「地震共済特約」において、
『1回の地震(噴火・津波含む)による全体の見舞金総額は2億円を限度とし、これを超える場合は2億円を按分する。』という規定になっております。

来る 平成23年10月1日以降発生した被害について、
『1回の地震(噴火・津波を含む)による全体の見舞金総額は3億6,000万円を限度とし、これを超える場合は3億6,000万円を按分する。』という規定に改定いたします。

今回の改定は、地震共済特約(建物・家具什器)に既にご加入の方も対象となります。

また、火災共済(基本契約)は、
『1回の地震(噴火・津波含む)による全体の見舞金総額は3,600万円を限度とし、これを超える場合は3,600万円を按分する。』という規定となっており、改定はありません。(火災共済約款 第4条第8項)

地震(噴火・津波含む)への被害の充実した補償として、「地震共済特約」の付帯をお勧めします。

以上